

## 第52回鹿児島・岐阜青少年ふれあい事業実施要綱

### 1 事業の目的

この事業は、鹿児島・岐阜両県の青少年が相互交流活動を通じて、両県の深い歴史的関わり合いを学ぶ中で、お互いの夢を語り合い、友情の絆を深めるとともに、異なる自然や生活、文化等を探訪し、豊かな感性やたくましい創造力を養うことにより、郷土に根ざした青少年活動の活性化を図り、もって、将来の鹿児島を担うたくましい青少年の育成に寄与することを目的とする。

### 2 事業主体 鹿児島県，岐阜県

### 3 実施期間

事前説明会 令和6年6月22日（土）  
事前研修 令和6年7月25日（木）  
本研修 令和6年7月26日（金）～7月29日（月）

### 4 参加者

鹿児島県 青少年20人（6（1）ア，イの区分ごとに10人程度）  
岐阜県 青少年20人（6（1）ア，イの区分ごとに10人程度）

### 5 交流場所 岐阜県内

### 6 参加資格

県内に居住する心身ともに健康な者で、次に掲げる要件に該当する者

#### （1）年齢

ア	令和6年4月1日現在で18歳以上おおむね30歳までの者
イ	令和6年4月1日現在で中学生以上18歳未満の者

（2）原則として、2年連続で参加できる者（この事業は、岐阜県への派遣と鹿児島県での受入をセットとして実施しているため）

（3）現に青少年活動や社会参加活動などを行っている者で、将来、リーダーとして活躍することが期待できる者

（4）参加することについて、所属する学校、勤務先等の長の承諾が得られる者

### 7 経費

この事業の実施に必要な経費は、県が負担する。ただし、次に掲げる経費は、参加者の自己負担とする。

（1）参加者負担金 10,000円

（2）事前説明会及び研修に参加するための自宅からの往復交通旅費。ただし、離島に居住する参加者については、往復の船賃相当額及び宿泊費用を助成する。

（3）その他参加者が自主的に行う活動に伴う経費

※ 事業実施中に体調不良等により参加の継続が困難と判断された場合に発生する宿泊、移動等に要する費用については参加者負担とする場合がある。

※ 事業が途中で中止となった場合、原則として参加者負担金の返金は行わない。

## 8 募集・選考

別に定める募集要領による。

## 9 事後活動

(1) 研修終了後、研修レポート（800字程度）を提出すること。

(2) 研修終了後は、過去の事業参加者で構成する鹿児島県「美濃の会」に所属し、薩摩義士関連行事への参加やボランティア活動などの社会貢献活動を行うものとする。

また、地域、学校、所属団体等において、積極的に研修報告の機会をつくり、研修の成果を活かすよう努めるものとする。

## 10 体調管理の取扱い

(1) 参加日当日に参加者本人に発熱等の症状が見られる場合は、参加を見合わせていただくこととする。

(2) 事業実施中に体調不良等により参加の継続が困難と判断された場合は、保護者またはそれに類する方に迎えに来ていただく場合がある。

## 11 その他

(1) 鹿児島・岐阜青少年ふれあい事業に関する資料への個人情報の掲載、写真及び映像の資料への掲載及び広報を目的とした利用について、原則として同意することとする。

(2) この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は別に定める。